

○厚生労働省告示第二百七十四号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である株式会社再春館安心安全研究所について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十五年五月七日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

一 住所

変更前 熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番一九号

変更後 熊本県熊本市中央区帯山四丁目一七番一号

二 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番一九号

変更後 熊本県熊本市中央区帯山四丁目一七番一号